

個人で寄附される皆様へ

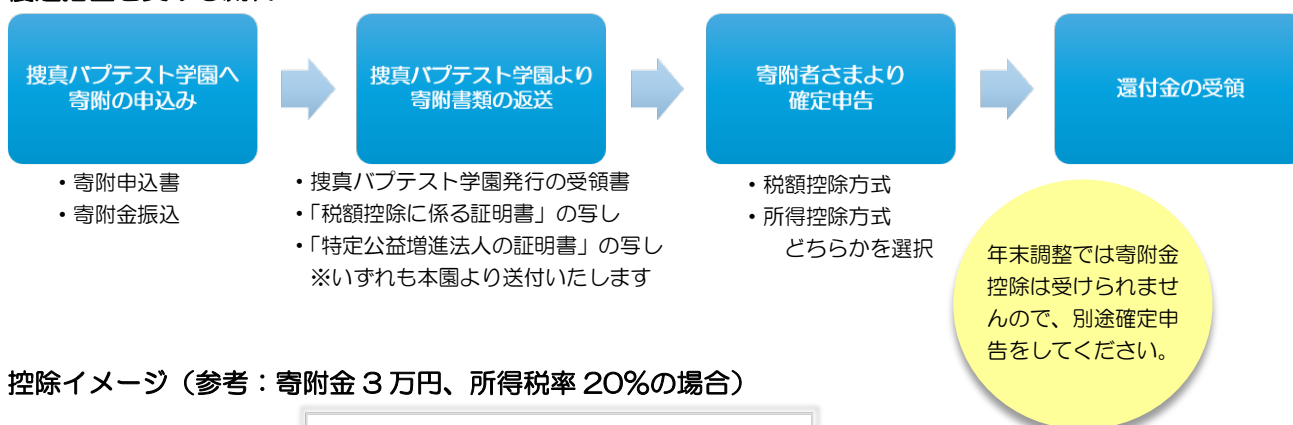
寄附金に対する税制上の優遇措置

ご存知でしたか？ 捜真バプテスト学園に対するご寄附は、「特定公益増進法人」に対する寄附金として、税制上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。確定申告により寄附金控除が受けられますので、税制優遇制度をぜひご活用ください。

※ お子様またはご本人が、本園に入園された年の年末までは、税法上「学校の入学に関わる寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象となりませんので、あらかじめご了承ください（所得税法 78 条 2 項「学校の入学に関してする寄附金」に該当）。翌年 1 月から税制優遇制度をご活用ください。

※ 捜真バプテスト学園に寄附をいただいた年の翌年の 1 月 1 日の住所が、神奈川県の方が対象となります。

優遇措置を受ける流れ



控除イメージ（参考：寄附金 3 万円、所得税率 20% の場合）



※1：年間所得金額の 40% に相当する額が限度となります。

※2：控除額は、所得税額の 25% が限度となります。

※3：所得税率は年間の所得金額によって異なります。

減税額の目安

寄付金額	3 万	5 万	10 万	50 万	100 万
税額控除方式	11,200 円	19,200 円	39,200 円	199,200 円	399,200 円
所得控除方式 所得税率 20%	5,600 円	9,600 円	19,600 円	99,600 円	199,600 円

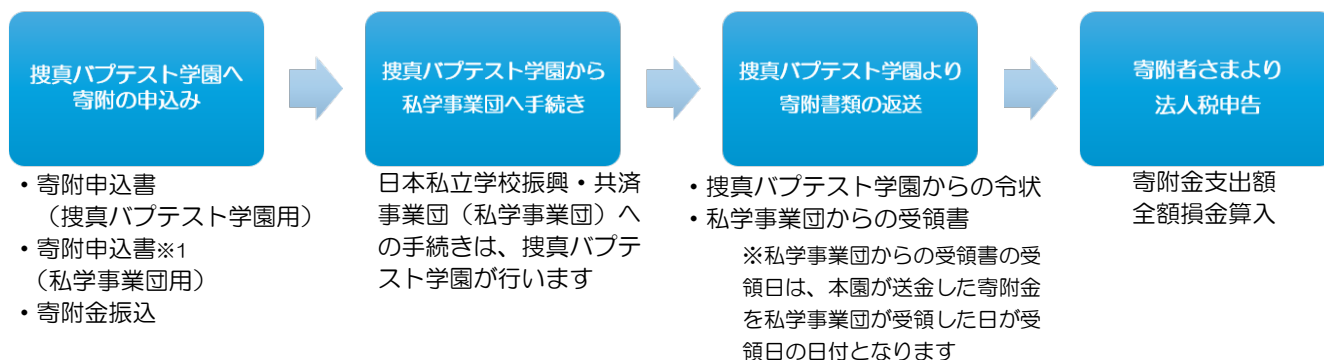
※所得税還付金額は、個人の所得、各種控除額により異なりますので、上記還付額目安は参考としてください。

企業・法人の皆様へ

寄附金に対する税制上の優遇措置

企業・法人の皆様からのご寄附は、寄附金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入については下記の2種類がございます。

1. 受配者指定寄附金（寄附金の全額を損金に算入可能）



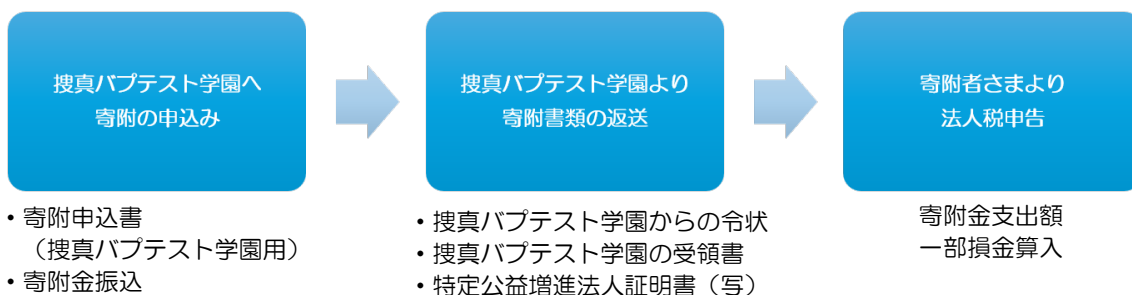
※1 日本私立学校振興・共済事業団 WEB サイトをご覧ください。寄附申込書（様式 1-1）を取得可能です。

https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm

※ 当該決算期に損金処理をされる場合は、諸手続きの関係上、決算日の2カ月前までに手続きをお願いいたします。

※ 決算日が間近な場合、および、この制度では扱えない寄附もございますので、詳しくは法人事務局までご相談ください。

2. 特定寄附金（寄附金を一定の限度額まで損金に算入可能）



特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額＝（(1)資本基準額＋(2)所得基準額）×1/2

(1) 資本基準額＝資本金額（期末資本金額＋期末資本積立金額）×事業年度月数/12カ月×3.75/1000

(2) 所得基準額＝当期所得金額×6.25/100

税制の詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。